

# 大分県報

令和五年

号外（四七）

三月三十一日

（金曜日）

## 目次

### 人事委員会規則

- 職員給与の支給等に関する規則の一部改正……………一  
管理職員等の範囲を定める規則の一部改正……………一  
大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正……………一  
公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正……………二  
職員の退職管理に関する規則の一部改正……………二  
大分県人事委員会が保有する個人情報情報の保護等に関する規則の制定……………二  
人事委員会告示  
職員の任用に関する規則施行細則の一部改正……………二  
労働基準法別表第一の号別区分等を定める告示の一部改正……………二  
口頭により開示請求することができる個人情報情報の廃止……………三  
人事委員会訓令  
大分県人事委員会事務局処務規程の一部改正……………三

### ○人事委員会規則

職員給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

大分県人事委員会委員長

石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十九号

### 職員給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員給与の支給等に関する規則（昭和三十二年大分県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

大分県報号外（人事委規則）

一

別表第三の知事の事務部局の部の本庁の項中「ポートセールス推進監」の下に「盛土対策監」を加え、同部の土木事務所の項中「室長」の下に「参事」を加え、同部の玉来ダム建設事務所の項を削り、同表の教育委員会の部の教育事務所の項の次に次のように加える。

新設特別支援学校開校準備室

室長

六種

### 附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

大分県人事委員会委員長

石 井 久 子

大分県人事委員会規則第二十号

### 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年大分県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表の知事部局の部の玉来ダム建設事務所の項を削り、同表の教育委員会の部の本庁の項中「主査（）」を「主任（）」に、「主査に」を「主任に」に、「改革企画画班参事」を「改革企画画班主幹」に、「安全・安心企画画班副主幹」を「安全・安心企画画班主幹」に、「管理予算班参事」を「管理予算班主幹」に、「人権教育・部落差別解消推進管理予算班」を「人権教育・部落差別解消推進課人権教育推進班」に改め、同部の教育事務所の項の次に次のように加える。

新設特別支援学校開校準備室

室長

### 附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

大分県人事委員会委員長

石 井 久 子

大分県人事委員会規則第二十一号

### 大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を

**定める規則の一部を改正する規則**

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十四年大分県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。  
別表の玖珠町の部の本庁の款の教育委員会事務局の項中、「参事」を削る。

**附則**

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

**大分県人事委員会規則第二十二号**

**公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則**

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年大分県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表の一般社団法人又は一般財団法人の項中「一般社団法人九州観光推進機構」を「一般社団法人九州観光機構」に改め、同表の特別の法律により設立された法人の項を削る。

**附則**

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

**大分県人事委員会規則第二十三号**

**職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則**

職員の退職管理に関する規則（平成二十八年大分県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三号へを同号トとし、同号ホの次に次のように加える。

へ 教育組織規則第二十一条の二第一項に規定する室長

**附則**

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

大分県人事委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

**大分県人事委員会規則第二十四号**

**大分県人事委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則**

大分県人事委員会が保有する個人情報の保護等については、知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（令和五年大分県規則第二十八号）の例による。

**附則**

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（大分県人事委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の廃止）

2 大分県人事委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十四年大分県人事委員会規則第二十二号）は、廃止する。

**○人事委員会告示**

**大分県人事委員会告示第二号**

職員の任用に関する規則施行細則（昭和三十二年大分県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

別表第一の職員採用上級試験の項の採用試験の対象となる職の欄の第二号中「二級」の下に「及び三級」を加える。

**附則**

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

**大分県人事委員会告示第三号**

労働基準法別表第一の号別区分等を定める告示（平成十一年大分県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

第一号の表の三の項中

「宇佐土木事務所  
玉来ダム建設事務所

を  
「宇佐土木事務所

に改める。

第二号の表中「教育庁日田教育事務所」を「教育庁日田教育事務所  
教育庁新設特別支援学校開校準備室」に改め  
る。

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

大分県人事委員会告示第四号

口頭により開示請求することができる個人情報（平成十四年大分県人事委員会告示第三号）は、廃止する。

令和五年三月三十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

○人事委員会訓令

大分県人事委員会訓令第二号

大分県人事委員会事務局処務規程（昭和四十四年大分県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

別表第二第六号中「（大分県個人情報保護条例（平成十三年大分県条例第四十五号）第四条第二号、第六条第一項第六号及び第二項第五号、第七条第二項並びに第八条第二号の規定により、大分県情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴くこと及び決定することを含む。）」を削る。

附則

別表第三のその他の事務に係る専決事項の項中「第三条第一項」を「第三条」に改める。

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日

大分県報号外（人事委告示・人事委訓令）